

**【表紙】**

【提出書類】	臨時報告書
【提出先】	東海財務局長
【提出日】	平成29年 6月27日
【会社名】	A S T I 株式会社
【英訳名】	ASTI CORPORATION
【代表者の役職氏名】	代表取締役社長 鈴木 伸和
【本店の所在の場所】	静岡県浜松市南区米津町2804番地
【電話番号】	053-444-5111（代表）
【事務連絡者氏名】	管理本部長 仲原 功
【最寄りの連絡場所】	静岡県浜松市南区米津町2804番地
【電話番号】	053-444-5111（代表）
【事務連絡者氏名】	管理本部長 仲原 功
【縦覧に供する場所】	株式会社東京証券取引所 （東京都中央区日本橋兜町2番1号）

## 1【提出理由】

平成29年6月23日開催の当社第54回定時株主総会において決議事項が決議されましたので、金融商品取引法第24条の5第4項及び企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第2項第9号の2に基づき、本臨時報告書を提出するものであります。

## 2【報告内容】

(1) 当該株主総会が開催された年月日  
平成29年6月23日

(2) 当該決議事項の内容

第1号議案 剰余金の処分の件  
期末配当に関する事項  
当社普通株式1株につき金7円

第2号議案 株式併合の件

1. 併合する株式の種類及び割合  
当社普通株式について、5株を1株に併合する。  
なお、株式併合の結果、1株に満たない端数が生じた場合には、会社法の定めに基づき一括して処分し、その処分代金を端数が生じた株主の皆様に対して、端数の割合に応じて交付する。
2. 併合の効力発生日  
平成29年10月1日
3. 効力発生日における発行可能株式総数  
9,600,000株

第3号議案 定款一部変更の件

1. 変更の内容  
(1) 事業内容の多様化に対応するため、事業内容を追加する。  
(2) 株式の併合の割合に応じて発行可能株式総数を減少させるため、現行定款第6条を変更するとともに、単元株式数を1,000株から100株に変更するため、現行定款第8条を変更する。  
(3) 上記(2)の変更の効力は、株式併合の効力発生日である平成29年10月1日をもって発生する旨の附則を設け、本附則は株式の併合の効力発生日後に削除する。

第4号議案 取締役6名選任の件

取締役として、植平幹夫、鈴木伸和、蜂谷正彦、原一隆、宮木啓治及び山口昇吾の6氏を選任する。

第5号議案 監査役2名選任の件

監査役として、百鬼直樹及び田中範雄の2氏を選任する。

(3) 当該決議事項に対する賛成、反対及び棄権の意思の表示に係る議決権の数、当該決議事項が可決されるための要件並びに当該決議の結果

決議事項	賛成(個)	反対(個)	棄権(個)	可決要件	決議の結果 (賛成の割合)
第1号議案	9,719	20	0	(注)1	可決(96.9%)
第2号議案	9,662	77	0	(注)2	可決(96.4%)
第3号議案	9,701	38	0	(注)2	可決(96.7%)
第4号議案				(注)3	
植平幹夫	9,608	131	0		可決(95.8%)
鈴木伸和	9,611	128	0		可決(95.9%)
蜂谷正彦	9,714	25	0		可決(96.9%)
原 一隆	9,715	24	0		可決(96.9%)
宮木啓治	9,713	26	0		可決(96.9%)
山口昇吾	9,713	26	0		可決(96.9%)
第5号議案				(注)3	
百鬼直樹	9,718	21	0		可決(96.9%)
田中範雄	9,616	123	0		可決(95.9%)

(注)1. 出席した議決権を行使することができる株主の議決権の過半数の賛成によります。

2. 議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主の出席及び出席した当該株主の議決権の3分の2以上の賛成によります。

3. 議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主の出席及び出席した当該株主の議決権の過半数の賛成によります。

4. 賛成の割合の計算方法は次のとおりであります。

本総会前日までの事前行使された議決権の数と当日出席した株主の議決権の数の合計数に対する、各議案の賛否に関して賛成が確認できた議決権の数の割合であります。

(4) 議決権の数に株主総会に出席した株主の議決権の数の一部を加算しなかった理由

本総会前日までの事前行使分及び当日出席の一部の株主から各議案の賛否に関して確認できたものを合計したことにより可決要件を満たし、会社法上適法に決議が成立したため、本総会当日出席の株主のうち、賛成、反対及び棄権の確認ができていない議決権数は加算しておりません。

以上